



フードドライブポスト の設置にご協力ください！



ご家庭で余った食品を回収する取り組み
にご協力ください。

SDGsや食品ロスの削減にも貢献
できます！

設置する場所

●商店 ●企業 ●学校 ●公共施設等

設置するもの

- 食品回収ポスト（紙製ドラム缶）
※容量 200L、外径 53cm、外高 90cm
- のぼり旗

<イメージ>

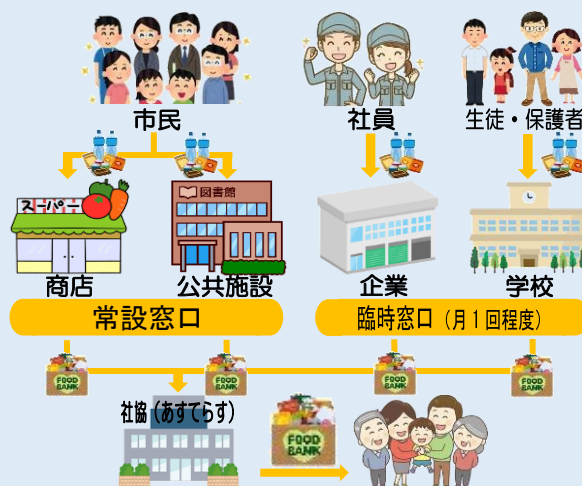


回収する食品

- レトルト食品 ●インスタント食品
 - 乾麺 ●缶詰 ●調味料 ●お菓子
- ※賞味期限が1か月以上残っているもの
※常温での保存が可能で、未開封・中身が
破損していないもの

回収する方法等

食料支援サポーターや職員が定期的に回収
し、生活に困っているかたに提供します。



※本会と設置協力者との間で合意書（裏面）
を取り交わします。

赤磐市社会福祉協議会 生活支援課 （赤磐市くらし・しごと応援センター「あすてらす」）

所在地 〒709-0898 赤磐市下市 344 赤磐市社会福祉事務所内

電話番号 (086) 955-5500

E-mail akaiwaasuterasu@blue.ocn.ne.jp

URL <http://www.akaiwashakyo.or.jp/>



フードドライブポスト設置に関する合意書（案）

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、フードドライブポストの設置並びにフードドライブポストにより回収する食品（以下「回収食品」という。）の提供又は譲渡等に係る取り扱いについて、次のとおり合意する。

1 フードドライブポストの設置

乙は、フードドライブポストの設置にあたり、甲に設置場所を無償で貸与するものとする。なお、設置場所は乙の業務に支障の無い場所とし、甲と協議して決定することとする。

2 フードドライブポストの維持管理

甲は、フードドライブポストを適切に維持し、管理を行うものとする。

3 回収食品の種類等

回収食品は、原則として賞味期限が1か月以上残っている常温保存品（レトルト食品、インスタント食品、乾麺、缶詰、調味料、お菓子）とし、未開封かつ中身が破損していないものとする。

4 回収食品の取り扱い

回収食品は、投函した第三者から甲へ直接的に提供されたものとみなす。

5 回収食品の品質確保

甲は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する回収食品を、個人及び団体（以下「提供先」という。）に提供するものとする。なお、甲は、回収食品の品質が保持されるよう適切に取り扱うとともに、提供先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

6 転売等の禁止

甲は、回収食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

7 責任の所在

（1）提供段階及び消費期限又は賞味期限までの回収食品の品質については、原則、保存方法や賞味期限の遵守については、甲の責任において管理する。

（2）食品衛生上の問題については、甲又は提供先の責任とする。

8 回収食品に係る事故発生時における対応

甲は、回収食品に係る事故が発生した場合、甲は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、誠実に対応するものとする。

9 回収食品の取り扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

甲は、回収食品の取り扱いに関する情報を記録し、これを3年間保存するものとする。また、乙に対し、回収食品の回収結果等について定期的に報告するものとする。

11 提供先の範囲

甲は、生活支援を必要とする個人又は生活支援を行う団体等を通じて、回収食品を無償譲渡するものとする。

12 その他

本合意書に定めのない事項が生じた場合、又は定めた事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

13 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙双方から契約終了の意思表示がない場合は、同一の内容で期間を1年間更新することとし、その後も同様とする。

本合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 赤磐市河本778番地1

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会

会 長

乙